

インフルエンザの罹患から再登校（園）までの流れ

伊東市教育委員会

1 インフルエンザ症状発症！ 医療機関受診

医療機関を受診してください。インフルエンザと診断されたら医師に「インフルエンザ罹患証明書」を記入していただきます。伊東市内の医療機関には「インフルエンザ罹患証明書」が置いてあります。

記入していただいたら、受け取り自宅にもちかえってください。

伊東市外の医療機関を受診する場合は、受診した市町の罹患証明書を使用してください。

受診した医療機関に罹患証明書が置いていない場合は、医療機関で発行される医療費（診療）明細書を在籍校にお持ちいただき、学校で罹患証明書を受け取ってください。

2 医療機関受診後、学校（園）に受診結果を電話で報告。自宅にて発熱の経過の記録

学校（園）に受診結果を電話で報告してください。その際、インフルエンザの登校（園）基準である「発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあつては3日）」にしたがい、再登校（園）について説明をさせていただきます。自宅では、発症日からの午前、午後の体温を測定し、「インフルエンザ罹患証明書」の下段にある、「インフルエンザ経過報告書（保護者記入）」に記入していただきます。

3 発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで自宅安静

インフルエンザを発症し、医療機関に受診した際に、医師に症状出現日（発症日）を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついた時等はその旨を医師にお伝えください。医療機関でも学校（園）でも自宅安静期間についての説明があります。

インフルエンザの自宅安静期間は、「**発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで**」です。

***発症日**とは・・・熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。

***発症後5日**とは・・・発症した日を0日とカウントし、そこから5日間（実質最短でも6日間）経過するまでです。

***解熱後2日（幼児は3日）**とは・・・平熱となった日を解熱0日とカウントし、そこから2日間（平熱で1日中過ごせた日を2日間、幼児は3日間）です。

***発症日からの経過報告書**・・・登校（園）可能になる日まで、午前と午後に体温を測り、経過報告書に記入をお願いします。

4 必要期間自宅で休んだ後、インフルエンザ罹患証明書をもって登校（園）

発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児には3日）を経過した後、罹患証明書をもって登校（園）します。

* 登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。